

訪問看護への同行訪問

1.皮膚・排泄ケア特定認定看護師の同行訪問について

在宅で療養されている利用者様に対し、訪問看護師と同じ日に訪問し、専門的な看護ケアを直接ご自宅で提供します。認定看護師と訪問看護師がともにケアを行うことで、看護の質を保証したケアを継続して実践いたします。認定看護師とは、専門的な看護ケアにおいて熟練した看護技術と知識があると認められた看護師をいいます。

2.訪問対象者

在宅療養中の以下のいずれかの患者で、通院困難な方

(当院を退院・通院していない方でもご利用いただけます)

1) 真皮を超える褥瘡がある方

・ポジショニングやマットレスの選択、体圧測定、ケア方法について検討します。

2) 人工肛門・人工膀胱を保有し管理困難*な利用者

管理困難とは：*びらん、水疱、膿疱又は潰瘍・組織増大の状態が1週間以上継続している

*もしくは1か月以内に反復して生じている状態

・ストーマケアや装具再選定等検討し、皮膚障害を改善させていただきます。

3.認定看護師による同行訪問の時間帯

訪問看護師と相談し、調整します。 9：00～12：00 1枠 (水曜日は除く)

※14：00～16：00 は要相談

4. 依頼方法

訪問希望日の5日前までに【在宅患者訪問看護依頼連絡票】を記載し、患者総合支援室 地域連携係宛にFAXしてください。(地域連携係 FAX 番号：042-506-2965)

後日、担当看護師から訪問日時、内容等の確認のお電話をさせていただきます。

【在宅患者訪問看護依頼連絡票】は当院ホームページよりダウンロードいただけます。

5.同行訪問日までに準備するもの(当日認定看護師に渡してください)

1) 保険証、公費受給者証、限度額適用認定証

2) 『認定看護師同行訪問についての説明書及び同意書』に必要事項を記入してください。

原本：患者又は家族へ

コピー2枚：訪問看護師用、認定看護師用

6.利用料について

1) 在宅患者訪問看護指導料をいただきます。ただし、健康保険が適応されます。

負担割合	金額
1割	1,290円
3割	3,870円

7.支払い方法

訪問当日に、認定看護師に現金でお渡しください（できれば、釣銭がない様にご準備願います）

8.秘密の保持について

- 1) 当院の職員は、正当な理由がなくその業務上で知り得た利用者様およびご家族の秘密を洩らしません。
- 2) 当院では、利用者様の医療上緊急の医療の必要がある場合、または担当者会議などで必要がある場合に限り、必要な範囲内で利用者様またはご家族の個人情報を用います。

* ご不明な点、お問い合わせは患者総合支援室 地域連携係までご連絡ください。